

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第107号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道開発審査会付議基準（平成13年6月29日公告）の基準3」を「開発審査会の承認を経て、別に知事が定めたもの」に改め、同条の表2の項中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、「区域に係るもの」の次に「並びに法第34条の2第1項に規定する国又は都道府県等が行う開発行為及び法第43条第3項に規定する国又は都道府県等が行う建築物等の新築等に係るもの」を、「係る法」の次に「第79条、」を加える。

第10条中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

第10条の2を次のように改める。

（国等が行う開発行為に係る協議）

第10条の2 法第34条の2第1項の規定により国の機関又は都道府県等が知事と協議しようとするときは、別記第8号様式の2の開発行為協議書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 1 法第30条第2項に規定する書面及び図書（省令第17条第1項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）
- 2 省令第16条第2項の設計説明書及び設計図
- 3 当該開発行為の設計に関する第9条第7号の表に掲げる図面
- 4 その他知事が必要と認めたる図書

第10条の3第1項中「別記第8号様式の2」を「別記第8号様式の3」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（国等が行う開発行為の変更に係る協議）

第10条の4 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により国の機関又は都道府県等が知事と協議しようとするときは、別記第8号様式の4の開発行為変更協議書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する協議書には、第10条の2第2項各号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

第14条第1項中「（法）」の次に「第34条の2第2項及び」を加える。

第15条の次に次の3条を加える。

（国が行う予定建築物等以外の建築等に係る協議）

第15条の2 法第42条第2項の規定により国の機関が知事と協議しようとするときは、別記第12号様式の2の予定建築物等以外の建築等協議書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する協議書には、第14条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可申請書の添付図書）

目次

規 則

○都市計画法施行細則の一部を改正する規則.....（都市計画課）	45
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課）	48
○北海道財務規則の一部を改正する規則.....（出納局総務課）	49

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（総務業務センター）	49
○特定調達契約に係る入札の公告.....（市町村課）	50
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正.....（福祉援護課）	51
○家畜伝染病検査の命令の廃止.....（畜産振興課）	58
○家畜伝染病検査の命令（4件）.....（畜産振興課）	58
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	60
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	60
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	60
○知事権限に係る保安林の指定（2件）.....（治山課）	61
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	61
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防災害課）	61

道立子ども総合医療・療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	62
------------------------	----

道公安委員会規則

○特例施設占有者の指定等に関する規則.....	62
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則.....	67

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	67
------------------------	----

規 則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

第15条の3 省令第34条第1項に規定する許可申請書には、同条第2項に定めるもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第14条第2項第2号及び第3号に掲げる図面
- (2) その他知事が必要と認めた図書

（国等が行う開発許可を受けた土地以外の土地における建築等に係る協議）

第15条の4 法第43条第3項の規定により国の機関又は都道府県等が知事と協議しようとするときは、別記第12号様式の3の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 第14条第2項各号に掲げる図面
- (2) その他知事が必要と認めた図書

第19条中「第47条第5項」の次に「（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

第24条の表中

「	開発行為変更許可申請書	正本 副本	1部 3部	正本 副本	1部 2部	を
「	開発行為協議書	正本 副本	1部 3部			に、
	開発行為変更許可申請書	正本 副本	1部 3部	正本 副本	1部 2部	
	開発行為変更協議書	正本 副本	1部 3部			
「	建築物の新築、改築又は用途の変更許可申請書	正本 副本	1部 3部	正本 副本	1部 2部	を
「	予定建築物等以外の建築等協議書	正本 副本	1部 3部	正本 副本	1部 2部	に改
	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	正本 副本	1部 3部	正本 副本	1部 2部	
	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書	正本 副本	1部 3部			

める。

別記第8号様式中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

別記第8号様式の2を別記第8号様式の3とし、別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式の2（第10条の2関係）

開 発 行 為 協 議 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。		
年 月 日		
北海道知事 様		
協議者 職 氏名 印		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条各号のいずれの開発行為に相当するかの記載及びその理由	
	9 その他必要な事項	
受 付 番 号	年 月 日 第 号	
協 議 成 立	年 月 日 第 号	

- 備考 1 印のある欄は、記入しないこと。
 2 「法第34条各号のいずれの開発行為に相当するかの記載及びその理由」の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記入すること。
 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

別記第8号様式の3の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式の4（第10条の4関係）

開 発 行 為 変 更 協 議 書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、
開発行為の変更の協議をします。

年 月 日

北海道知事 様

協議者 職 氏名 印

開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施工者住所氏名	
	5 法第34条各号のいずれの開発行為に相当するかの記載及びその理由	
	6 その他必要な事項	
開発行為に係る協議成立		年 月 日 第 号
変更の理由		
受付番号		年 月 日 第 号
変更協議の成立		年 月 日 第 号

- 備考 1 印の欄は、記入しないこと。
 2 「開発行為の変更の概要」の欄（「その他必要な事項」の欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
 3 「法第34条各号のいずれの開発行為に相当するかの記載及びその理由」の欄は、協議に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入すること。
 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

別記第11号様式中「第41条第2項ただし書（）」の次に「都市計画法第34条の2第2項において準用する同法第41条第2項ただし書、」を加える。

別記第12号様式の次に次の2様式を加える。

別記第12号様式の2（第15条の2関係）

予定建築物等以外の建築等協議書

年 月 日

北海道知事 様

（ 支庁長）

協議者 職 氏名 印

都市計画法第42条第2項の規定により、次のとおり建築等の協議をします。

1 開発許可番号及び年月日	第 号	年 月 日
2 検査済証番号及び交付年月日	第 号	年 月 日
3 予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物を新築し、若しくは新設しようとする土地又は改築し、若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番及び面積		m ²
4 予定建築物等の用途		
5 予定建築物の変更の協議内容		
6 その他必要な事項		
受付番号及び年月日	第 号	年 月 日
変更協議の成立	第 号	年 月 日

- 備考 1 印の欄は、記入しないこと。
 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の新築、改築又は用途の変更をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

別記第12号様式の3（第15条の4関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書

都市計画法第43条第3項の規定により、	（建築物） （第一種特定工作物）	の	（新築） （改用途の変更） （新設）	の協議をします。
年 月 日				

北海道知事 様		協議者 職 氏名		印
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積			
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途			
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途			
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に相当するかの記載及びその理由			
5	その他必要な事項			
	受 付 番 号	年	月	日 第 号
	協 議 成 立	年	月	日 第 号

備考 1 印のある欄は、記入しないこと。
 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

別記第16号様式中「第47条第5項」の次に「（都市計画法第34条の2第2項において準用する同法第47条第5項）」を加える。

附 則

- この規則は、平成19年11月30日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の都市計画法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の都市計画法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第108号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「により、」の次に「本庁及び」を加える。

第4条第1項中「内の」の次に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

- 法第6条第1項第1号に掲げる建築物（同項第3号に掲げる建築物（第3号に掲げるものを除く。）に該当するものを除く。）
- 法第6条第1項第2号及び第4号に掲げる建築物
- 法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、5階以下の建築物（増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替又は用途変更（以下この号において「増築等」という。）をしようとする場合においては、当該増築等を行おうとする部分が5階以下の階にのみ存する建築物）で、かつ、延べ面積（増築等をしようとする場合においては、当該増築等の部分の延べ面積）が5,000平方メートルを超えないもの
- 政令第138条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる工作物
- 政令第146条第1項各号に掲げる建築設備

第4条第2項中「所管区域内の」の次に「前項各号に掲げる」を、「検査」の次に「（以下「完了検査等」という。）」を、「承認」の次に「（以下「仮使用承認」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 本庁に置かれた建築主事は、前2項の規定により支庁に置かれた建築主事の権限に属することとされた事務以外の事務をつかさどる。

第5条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

1 件の確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知の内容に前条第1項各号に掲げる建築物等と当該建築物等以外のものが含まれている場合における確認又は審査の事務は、前条第1項の規定にかかわらず、本庁に置かれた建築主事がつかさどるものとする。

2 1件の法第7条第1項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第7条の3第1項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請若しくは法第18条第14項（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第18条第17項（法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知又は仮使用承認の申請の内容に前条第1項各号に掲げる建築物等と当該建築物等以外のものが含まれている場合における完了検査等又は仮使用承認の事務は、前条第2項の規定にかかわらず、本庁に置かれた建築主事がつかさどるものとする。

第6条第1号中「建築物等」を「第4条第1項各号に掲げる建築物等」に改め、同条中第

9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「又は仮設建築物」の次に「(第4条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に該当するものに限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第48条第14項の規定による意見の聴取に関する事務

第12条第1項中「当該確認を受けた建築物等の所在地を所管区域とする支庁に置かれた」を「当該確認をした」に改め、同条第2項中「建築物等の所在地を所管区域とする支庁に置かれた」を削り、同条第3項中「当該確認を受けた建築物等の所在地を所管区域とする支庁に置かれた」を「当該確認をした」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「北海道知事
支庁長
支庁建築主事」様を

「北海道知事
北海道建築主事
支庁長
支庁建築主事」様に改める。

附則

- この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定(同条第1号の改正規定及び同条第7号中「又は仮設建築物」の次に「(第4条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に該当するものに限る。)」を加える改正規定を除く。)及び附則第4項の規定は、平成19年11月30日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定によりされている申請その他の行為でこの規則の施行の日において当該行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
- 支庁長事務委任規則(昭和23年北海道規則第80号)の一部を次のように改正する。
建設部の項中2の事項を削り、3の事項を2の事項とする。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第109号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第43条第2項第9号中「明治32年法律第87号)第15条」を「平成18年法律第73号)第37条第1項」に改める。

第94条第2項第1号中「第6条」を「第16条」に改める。

第146条中「見積る」を「見積もる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、公有財産(不動産に限る。)の売払いの契約(知事の定めるものに限る。)にあっては、予定価格につき100分の5以上とすることができる。

第151条第3項中「知事が指定する」を削り、「及び工事に係る業務の委託契約」を「、工事に係る業務の委託契約又は公有財産(不動産に限る。)の売払契約で知事が指定するもの」に改める。

第152条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前条第3項の規定により入札の執行前に予定価格を公表する場合(知事が別に定める場合を除く。)は、予定価格調書を封書にしないことができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第43条第2項第9号の改正規定は平成19年12月10日から、第94条第2項第1号の改正規定は平成20年1月4日から施行する。

告

示

北海道告示第750号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 467台
- 落札を決定した日
平成19年11月6日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社大塚商会
(2) 住所 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号
- 落札金額
35,139,300円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成19年10月9日付け北海道告示第643号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第751号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム用北海道サーバ機器等の賃貸借 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成20年3月30日（日）
(4) 納 入 場 所 別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成19年11月27日から12月18日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課
電話番号 011-231-4111 内線 23-516

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階石狩支庁大会議室（郵送による場合は、郵便番号 060-8588 北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課）
(2) 入 札 日 時 平成19年12月27日（木）午前11時（郵送による場合は、平成19年12月26日（水）午後5時30分までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道企画振興部地域振興・計画局市町村課
 イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be rented :
 Computer System 1set
- B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., December 27, 2007
 (If mailed, bids must arrive to later than December 26)
- C . Contact : Municipalities Division, Bureau of Regional Promotion and Planning,
 Department of Planning and Development, Hokkaido Government Kita 3 Nishi 6,
 Chuo-ku, Sapporo City, Japan.
 060-8588 Phone : 011-231-4111 Extension 23-516

北海道告示第752号

昭和28年北海道告示第1799号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域）の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

別表1の事項の表を次のように改める。

市名	民生委員定数	民生委員協議会を組織すべき区域	
小樽市	347人	手宮地区	手宮1、2、3丁目、末広町、錦町、梅ヶ枝町、豊川町、石山町、清水町
		稲穂地区	稲穂1、2、3、4、5丁目、長橋1丁目の一部
		山手地区	富岡1、2丁目、緑1、2、3、4、5丁目、最上1、2丁目
		花園地区	花園1、2、3、4、5丁目
		浜小樽地区	色内1、2、3丁目、港町、山田町、堺町、東雲町、相生町
		入舟西地区	入舟1丁目の一部、入舟2丁目の一部、3、4、5丁目、松力枝1、2丁目
		入舟東地区	入舟1丁目の一部、入舟2丁目の一部、住吉町の一部、住ノ上1、2丁目
		奥沢地区	奥沢1、2、3、4、5丁目、若松1、2丁目、天神1、2、3丁目、真栄1丁目の一部、2丁目

		長橋地区	長橋1、2、3、4丁目、幸1、2丁目、幸町
		南樽地区	住吉町の一部、真栄1丁目の一部、若竹町、勝納町、新富町、信香町、築港汐見台1、2、3、4丁目、有幌町
		高島地区	高島1、2、3、4、5丁目、祝津1、2、3、4丁目、赤岩1、2、3丁目
		朝里地区	朝里1、2、3、4丁目、朝里川温泉1、2、3丁目、新光町、新光1、2、3、4、5丁目
		東小樽地区	桜1、2、3、4、5丁目、船浜町、望洋台1、2、3丁目
		銭函地区	銭函1、2、3丁目、見晴町、星野町、桂岡町、春香町、張碓町
		塩谷地区	塩谷1丁目の一部、3丁目の一部、2、4、5丁目、桃内1、2、3丁目、忍路1、2、3丁目、蘭島1、2、3丁目
		オタモイ地区	長橋5丁目、オタモイ1、2、3、4丁目、塩谷1丁目の一部、塩谷3丁目の一部
室蘭市	256人	第1地区	絵鞆町、祝津町、小橋内町、築地町、港南町、増市町
		第2地区	緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、入江町
		第3地区	幸町、本町、栄町、舟見町、山手町
		第4地区	新富町、母恋北町、母恋南町
		第5地区	茶津町、御前水町、御崎町
		第6地区	輪西町、みゆき町、大沢町
		第7地区	東町、寿町、日の出町
		第8地区	中島町、中島本町、高平町、八丁平
		第9地区	知利別町、宮の森町
		第10地区	水元町、天神町、高砂町
		第11地区	本輪西町、港北町、神代町、柏木町、幌萌町、香川町
		第12地区	崎守町、陣屋町、石川町、白鳥台
釧路市	458人	橋南東部地区	紫雲台、春採1丁目から6丁目、興津1丁目

	橋南地区	南大通、大町、入舟、港町、幣舞町、富士見、柏木町、千歳町、千代ノ浦			区	通、星が浦北、大楽毛北、星が浦南、大楽毛西、西港2丁目及び3丁目
	橋南南部地区	宮本、浦見、弥生、米町、知人町、弁天が浜			阿寒地区	阿寒町旭町1丁目から3丁目、阿寒町仲町1丁目及び2丁目、阿寒町富士見1丁目から3丁目、阿寒町中央1丁目から4丁目、阿寒町新町1丁目及び2丁目、阿寒町北町1丁目から3丁目、阿寒町北新町1丁目から3丁目、阿寒町阿寒湖温泉1丁目から6丁目、阿寒町飽別、阿寒町飽別原野基線、阿寒町飽別原野東1線、阿寒町ウエンベツ、阿寒町オトンベツ、阿寒町オリヨマップ、阿寒町オンネナイ、阿寒町オンネナイ原野、阿寒町サイヤナイ、阿寒町シアンヌ、阿寒町舌辛、阿寒町舌辛原野10線から26線、17線新から22線新、20線号外から22線号外、20線北から23線北、阿寒町舌辛原野甲22線及び23線、阿寒町舌辛原野増区画20線及び21線、阿寒町下徹別市街、阿寒町シュリコマベツ、阿寒町シュンクシタカラ、阿寒町チクショベツ、阿寒町ツチャップ、阿寒町徹別、阿寒町徹別原野、阿寒町徹別原野25線から59線、阿寒町徹別市街地本通1丁目から3丁目、阿寒町中徹別、阿寒町ニニシベツ、阿寒町ニニシベツ原野16線から19線、21線から44線、46線及び47線、阿寒町ニニシベツ原野、阿寒町フブシュナイ、阿寒町ペンケナイ、阿寒町雄別、阿寒町ユツパナイ、阿寒町ルベシベ、阿寒町ワッカタンネナイ、阿寒町オクルシュベ
	橋北部地区	材木町、城山、住吉、大川町、鶴ヶ岱、春湖台			音別地区	音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北1線、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西1線から西5線、音別町音別原野東1線から東3線、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西1線、音別町尺別原野東1線及び東2線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1線、音別町直別原野東1線から東4線、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌブキベツ、音別町ヌブキベツ原野基線、音別町ヌブキベツ原野西1線及び西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目及び2丁目、音別町あけばの1丁目及び2丁目、音別町朝日1丁目から3丁目、音別町海光1丁目から3丁目、音別町共栄1丁目及び2丁目、音別町中園1丁目及び2丁目、音別町風連1丁目、音別町
	緑ヶ岡地区	緑ヶ岡、貝塚				
	橋北地区	北大通、錦町、末広町、栄町、川上町、旭町、黒金町、幸町、浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、海運、宝町、寿				
	武佐地区	春採7丁目、8丁目（4番、5番を除く。）武佐				
	桜ヶ岡地区	春採8丁目（4番、5番）、興津2丁目から5丁目、桜ヶ岡1丁目から4丁目、5丁目（5番から12番まで）、益浦1丁目から3丁目				
	白樺地区	桜ヶ岡5丁目（5番から12番までを除く。）、6丁目から8丁目、益浦4丁目、桂恋、三津浦、高山、白樺台				
	共栄東部地区	堀川町、双葉町、新富町、川北町、新釧路町、松浦町、中島町、花園町				
	共栄中央地区	若松町、共栄大通、白金町、若竹町、若草町、喜多町、春日町、新栄町				
	共栄北部地区	新橋大通、新川町、住之江町、駒場町、川端町、柳町、暁町、治水町				
	愛国東部地区	中園町、光陽町、入江町、古川町、愛国東、芦野				
	愛国西部地区	東川町、豊川町、広里、愛国、愛国西、文苑				
	美原地区	美原町				
	鳥取東部地区	鳥取大通1丁目から4丁目、鳥取北3丁目及び4丁目、鳥取南2丁目から4丁目、新富士町、西港1丁目				
	鳥取西部地区	鳥取大通5丁目から9丁目、鳥取北5丁目から10丁目、鳥取南5丁目から8丁目、鶴野、鶴野東、中鶴野、音羽、北斗、桜田、山花、美濃				
	昭和地区	昭和町、昭和、昭和中央、昭和北、昭和南、北園、安原				
	大楽毛地	大楽毛、新野、鶴丘、駒牧、青山、大楽毛南、星が浦大				

			緑町1丁目及び2丁目、音別町本町1丁目から3丁目、音別町若草1丁目				豊西町、美栄町、広野町、富士町、別府町、基松町、八千代町
帯広市	325人	東北	大川町、依田町、西1条北1・2～南1・2、大通北1・2～南1～8東1条～東3条北1・2、東1条～東8条南1～8、東9条～東15条南2～13	北見市	301人	大正	大正町、大正本町、桜木町、愛国町、以平町、幸福町、中島町、昭和町
		中央	新町、白樺16条、西1条南9～13、西2条南9～12、西4・5条南9～15、西6～西9条南16、西10～13条南9～15、西14条南5～15、西15条南7～16、西16条南2・4			第1	小泉、春光町、並木町、柏陽町、文京町、曙町
		東南	大通南9～南34東1条～東8条南9～23、東1条～東3条南24～29、東4条南24～27、東5条24～26、東9条14～22、東10条南14～19、東11条南14～15			第2	大通から北4条までの東6丁目から東9丁目、大町、公園町、高砂町、青葉町、三楽町、東陵町、昭和
		中央北	西1条南3・4、西2条北1～3・南1～8、西3・4条北1～4・南1～8、西5条北1～5・南1～8西6条北1～7・南1～8、西7条北1～9・南1～8、西8・9条北1～8・南1～8、西10～15条北1～8・南1～4、西10～12条南5～6			第3	花月町、清見町、寿町、幸町、北斗町、美芳町、中央町、番場町、三住町、美山町
		中央南	公園東町、大通南20～26、西1～3条南14～30、西3・4条南31、西5条南16～31、西6条南17～31、西7条南18～31、西8・9条南23～32、西10～12条南24～34			第4	北進町、緑ヶ丘、高栄西町、高栄東町、若葉
		緑東	緑ヶ丘、西7条南17、西8条南17～19、西9条南16～19、西10条南16～20、西11条南16～19、西12条南16～18、西13～15条南16・17、西16条南4～6、西17条南4・5、西17条南6			第5	とん田西町、栄町、西富町、光西町、三輪、大正、卸町、緑町、桂町、双葉町
		緑西	西18～20条南4・5、自由ヶ丘			第6	本町、常盤町、とん田東町、南丘、北光、光葉町、花園町、川沿町、北央町、新生町、広明町、未広町、無加川町
		柏栄	西16・17条北1～3・南1、西15条南5、西16条南2、西17条南3、柏林台、西18条北1・2			第7	田端町、朝日町、桜町、泉町、清月町、南町、中の島町、南仲町、若松、川東、公園町の一部
		西北	西18～25条北1～2、西21～25条南1・2、西21～24条北4・5			第8	大通から北11条まで(大通から北4条までの東6丁目から東9丁目までを除く。)、山下町
		西南	西21～25条南3～6			第9	開成、北上、常川、上ところ、広郷、豊地
		文教	南町、稲田町、東1条南30、東2条南29～30、東3条南28・29、東4条南28、大通30～34、西1南30～34、西2条南32～34、西3～11条南31～34、空港南町南9線295番地一部			第10	大和、仁頃町、北陽、上仁頃、美里
		帯広の森	大空町、空港南町			第11	相内町、東相内町、美園、豊田、西相内、住吉、本沢、柏木、豊里
		川西	岩内町、上帯広町、川西町、清川町、大平町、拓成町、			第12	留辺蘂町旭1区、留辺蘂町旭北、留辺蘂町旭公園、留辺蘂町旭3区、留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭西、留辺蘂町旭東、留辺蘂町旭南、留辺蘂町東町、留辺蘂町泉、留辺蘂町大富、留辺蘂町温根湯温泉、留辺蘂町金華、留辺蘂町上町、留辺蘂町川北、留辺蘂町厚和、留辺蘂町栄町、留辺蘂町昭栄、留辺蘂町滝の湯、留辺蘂町富岡、留辺蘂町豊金、留辺蘂町仲町、留辺蘂町花丘、留辺蘂町花園、留辺蘂町平里、留辺蘂町富士見、留辺蘂町松山、留辺蘂町丸山、留辺蘂町瑞穂、留辺蘂町宮下町、留辺蘂町元町、留辺蘂町大和
				第13	端野町端野、端野町一区、端野町二区、端野町三区、端野町川向、端野町協和、端野町緋牛内、端野町忠志、端野町豊実、端野町北登		

		第14	常呂町字岐阜、常呂町字共立、常呂町字栄浦、常呂町字常呂、常呂町字土佐、常呂町字富丘、常呂町字豊川、常呂町字登、常呂町字東浜、常呂町字日吉、常呂町字福山、常呂町字吉野			第8方面	日の出北の一部、日の出南、日の出北、日の出町の一部、宝水町		
夕張市	54人	第1地区	住初、社光、本町1丁目から6丁目、昭和、旭町、末広1丁目、2丁目、鹿の谷1丁目から3丁目、鹿の谷東丘町、鹿の谷山手町、富野、常盤、日吉、若菜、平和、千代田			第9方面	上幌向、御茶の水町、幌向町、幌向、中幌向町、双葉町		
		第2地区	清水沢1丁目から3丁目、南清水沢1丁目から4丁目、清栄町、宮前町、清陵町、清湖町、住の江町、岳見町、幌南町、遠幌町、夕南町、若美町、大宮町、新光町、東町、菊水町、青葉町			第10方面	金子町、下志文町、志文町、志文本町、上志文町、朝日町、清水町、毛陽町、奈良町		
		第3地区	沼の沢、真谷地、楓、紅葉山、登川、滝ノ上			第11方面	北村豊正、北村豊里、北村北都、北村中央、北村美唄達布、北村幌達布、北村砂浜、北村赤川、北村栄町、北村大願、北村中小屋		
岩見沢市	235人	第1方面	北本町、元町、1条及び2条の西1丁目、1条の東1丁目から東15丁目まで、2条の東1丁目から東16丁目まで、3条の西1丁目から東14丁目まで、4条の東4丁目から東16丁目まで、5条の東5丁目から東16丁目まで、6条の東6丁目から東14丁目まで、7条の東6丁目から東14丁目まで、日の出北の一部			第12方面	栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世五、栗沢町宮村、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町、栗沢町西万字		
		第2方面	4条の西2丁目から東3丁目まで、5条の西1丁目から東4丁目まで、6条及び7条の西7丁目から東5丁目まで、8条及び9条の西10丁目から東10丁目まで、10条の西5丁目から東7丁目まで、11条及び12条の西5丁目から東1丁目まで、13条の西1丁目から西5丁目まで、並木町、鳩が丘、日の出町の一部		網走市	105人	第1地区	南1条から南14条まで、錦町、台町、桂町	
		第3方面	1条の西2丁目から西14丁目まで、2条の西2丁目から西16丁目まで、3条及び4条の西2丁目から西18丁目まで、5条の西2丁目から西19丁目まで、6条の西8丁目から西20丁目まで、7条の西8丁目から西22丁目まで、8条及び9条の西11丁目から西23丁目まで、10条の西18丁目から西23丁目まで、大和町、大和				第2地区	北1条から北12条まで、海岸町、緑町、新町、三眺、大曲、向陽ヶ丘、明治、二ツ岩、美岬、天都山、呼人	
		第4方面	美園、駒園、南町				第3地区	駒場南、駒場北、つくしヶ丘、潮見、八坂	
		第5方面	緑が丘、春日町、東山町				第4地区	二見ヶ岡、越歳、喜多山、卯原内、平和、能取	
		第6方面	桜木、峰延町、大願町、若松町、有明町、北1条から北5条まで、稔町、緑町、西川町				第5地区	鱒浦、藻琴、山里、稻富、豊郷、中園、昭和、北浜のうち浜藻琴、東網走	
		第7方面	1条から5条までの東17丁目及び東18丁目、3条東16丁目、東町の一部、栄町、岡山町				第6地区	北浜（浜藻琴を除く。）、丸万、実豊、音根内、浦土別栄、清浦	
								留萌市	79人
				南部地区			礼受町、浜中町、沖見町、見晴町4丁目から6丁目、平和台		

苫小牧市	358人	北部地区	元町、春日町、塩見町、三泊町、栄町、開運町、末広町、花園町、住之江町、千鳥町、野本町、船場町	稚内市	121人	稚内市北地区	北5、北栄、北7、日吉、恵比須、稚恵、今恵、ノシャップ、近布、富士見、ウロンナイ坂の下、抜海、クトネベツ、上勇知、下勇知		
		東部地区	元川町、東雲町、緑ヶ丘町、南町、潮静、大和田、藤山町、幌糠町、峠下、堀川町、五十嵐町、高砂町、樽真布			稚内市中央地区	南1、南2、南3、南4、北1、北2、北3、北4、中央南5、南6、港5、大黒1、末広		
		鉄北地区	日の出町、三光町、美園町、泉町の一部、高丘			稚内市南地区	緑1、緑ヶ丘、緑第2、ひかり、ひばり、緑宿舎、こまどり、さくらヶ丘、大黒2、大黒3、潮見1、栄		
		緑ヶ丘地区	清水町、春日町、緑町、木場町			稚内市東地区	潮見第2、荻見、はまなす、仲好、富岡、声問、朝日、更喜苦内		
		北地区	新明町、明野新町、柳町、新開町、あけぼの町、明野元町			稚内市天北地区	恵北(旧幕別)、樺岡、沼川、川西、曙、川南、豊別、天興、曲淵、上声問、増幌		
		北沼地区	植苗、美沢、沼の端の一部			稚内市宗谷地区	富磯、宗谷、清浜、大岬、東浦		
		勇払地区	沼の端の一部、勇払			美唄市	88人	第1方面地区	南美唄、進徳町の一部
		中央地区	錦町、表町1丁目及び2丁目、王子町1丁目の一部、2丁目及び3丁目の一部、寿町、本町、本幸町、幸町、栄町、高砂町、大町			第2方面地区		盤の沢町、我路町(旧東美唄を含む)、落合町、共練町、東明条丁目、東3条から8条の北1丁目から9丁目の一部、東5条から8条の南1丁目から6丁目の一部	
		南地区	旭町、末広町、汐見町			第3方面地区		東北条丁目、東南条丁目、西北条丁目、西南条丁目(東3条から8条の北1丁目から9丁目の一部、東5条から8条の南1丁目から6丁目の一部、東1条から3条と西1条から4条の北1丁目から9丁目の一部、函館本線以西より南1丁目から7丁目の一部を除く)	
		東地区	一本松町、晴海町、船見町、入船町、新中野町、元中野町、表町3丁目から6丁目まで、若草町、王子町1丁目及び3丁目の一部			第4方面地区		峰延町、光珠内町、豊葦町、一心町、進徳町(一部を除く)、西美唄町、上美唄町、開発、北美唄町(一部を除く)函館本線以西より南1丁目から7丁目の一部	
		西地区	浜町、元町1丁目及び2丁目、矢代町、白金町、弥生町			第5方面地区		沼の内町、癸巳町、茶志内町、日東町、中村町、北美唄町(一部)、東1条から3条と西1条から4条の北1丁目から9丁目の一部	
		大成地区	新富町、大成町、青葉町、元町3丁目			芦別市	66人	本町地区	芦別市街、旭、旭町油谷、高根
		糸井地区	小糸井町、有明町、日吉町、永福町、糸井、光洋町			西芦別地区		西芦別、中の丘、緑泉、頼城、川岸、東頼城	
		しらかば地区	しらかば町、日新町3丁目、4丁目及び5丁目の一部、川沿			上芦別地区		上芦別、野花南、泉、滝里	
		北新地区	柏木町、ときわ町、澄川町、宮の森町、糸井の一部			常盤地区		常盤、福住、黄金、豊岡、新城	
		錦岡東地区	のぞみ町、美原町、明德町の一部、錦岡の一部						
		錦岡西地区	明德町、青雲町、もえぎ町、宮の前町、錦岡の一部、樽前						
		山手地区	山手町、北光町						
		花園地区	花園町、啓北町、見山町、松風町						
		双葉地区	双葉町、音羽町、住吉町、高丘の一部、泉町の一部						
豊川地区	有珠の沢町、豊川町、桜木町、日新町1丁目、2丁目、5丁目の一部及び6丁目、糸井の一部								

江別市	245人	江別西地区	緑町東1丁目から4丁目、緑町西1丁目から3丁目、王子、一番町、弥生町、高砂町、向ヶ丘、元町、若草町			西町3区、麻生区、豊栄区、共和区、弥生区、曙区、砺波区、内淵区、瑞穂区	
		江別北地区	元江別本町、牧場町、元江別、見晴台、工栄町、対雁、いずみ野、美原、篠津、中島、八幡、角山			南地区	7区、8区、9区、14区、15区、16区、18区、鉄道区、徳田区、旭ヶ丘区、南ヶ丘区、高見区、緑丘区、日影区、朝日区
		江別南地区	1条1丁目から3丁目、2条1丁目から6丁目、3条1丁目から6丁目、4条1丁目から7丁目、5条1丁目から7丁目、6条5丁目から8丁目、7条6丁目から8丁目、8条7丁目及び8丁目、萩ヶ岡、上江別東町、上江別西町、上江別南町、上江別、ゆめみ野東町、ゆめみ野南町			北地区	17区、19区、20区、21区、寺町区、栄町区、大野区、大橋区、南工区、智恵文
		江別東地区	東光町、朝日町、あけぼの町、江別太、豊幌、大川通、豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、萌えぎ野西、萌えぎ野中央、萌えぎ野東			風連地区	風連町
		野幌北地区	野幌町、幸町、錦町、中央町、元野幌、野幌美幸町、野幌屯田町、野幌寿町、野幌代々木町、野幌住吉町、野幌末広町、野幌松並町	三笠市	53人	三笠市	三笠市一円
		野幌南地区	野幌東町、東野幌本町、野幌若葉町、緑ヶ丘、東野幌町、東野幌、西野幌、あさひが丘	根室市	70人	根室市	根室市一円
		大麻東地区	大麻新町、大麻泉町、大麻南樹町、大麻晴美町、大麻栄町、大麻北町、大麻園町、大麻東町、大麻高町	千歳市	214人	第1地区	本町、平和、東雲町、朝日町、真々地、真町
		大麻西地区	大麻元町、大麻、大麻宮町、大麻中町、大麻沢町、大麻西町、大麻扇町			第2地区	清水町、幸町、千代田町、栄町、北栄の一部
		文京台地区	文京台、文京台東町、文京台緑町、文京台南町			第3地区	錦町、春日町、緑町、大和、桂木、蘭越、支笏湖温泉、美笛、水明郷、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、新星
赤平市	53人	赤平市	赤平市一円	第4地区	青葉、青葉丘、梅ヶ丘の一部、住吉、日の出丘、日の出、東郊、豊里、流通の一部		
紋別市	78人	中央地区	港町、新港町、本町、幸町、南が丘町、花園町、弁天町	第5地区	末広、花園、高台、稲穂、根志越の一部、清流、幸福		
		東地区	大山町、緑町、新生、元紋別、小向、沼の上、弘道、八十土、志文、藻別、上藻別、上鴻之舞、鴻之舞、上渚滑町	第6地区	北栄の一部、新富、信濃、富士、北信濃の一部		
		西地区	潮見町、落石町、真砂町、北浜町、渚滑町	第7地区	北斗、自由ヶ丘、北信濃の一部、桜木、上長都の一部		
土別市	61人	土別市	土別市一円	第8地区	富丘、北信濃の一部、北光、北陽、長都駅前、長都、都釜加、上長都の一部、あずさ		
名寄市	98人	東地区	2区、3区、10区、11区、西12区、東12区、13区、北新区、北斗区、新北斗区、旭東区、旭東北区、旭栄区、日進区	第9地区	中央、泉郷、協和、新川、幌加、東丘		
		西地区	1区、4区、北5区、南5区、6区、西町区、西町2区、	第10地区	若草、白樺、里美、柏陽、福住、文京、泉沢		
砂川市	55人	砂川市	砂川市一円	第11地区	梅ヶ丘の一部、弥生、寿、旭ヶ丘、根志越の一部、祝梅、駒里流通の一部		
滝川市	117人	東地区	東町、本町、大町、緑町	砂川市	55人	砂川市	砂川市一円
		中地区	一の坂町、朝日町、黄金町の一部、幸町	滝川市	117人	東地区	東町、本町、大町、緑町
		北地区	黄金町の一部、二の坂町、滝の川町、北滝の川、屯田町			中地区	一の坂町、朝日町、黄金町の一部、幸町
		南地区	中島町、明神町、栄町、花月町、空知町、新町			北地区	黄金町の一部、二の坂町、滝の川町、北滝の川、屯田町
西地区	有明町、西町、扇町、泉町、幸町	南地区	中島町、明神町、栄町、花月町、空知町、新町				

		江部乙地区	江部乙町			地区	和町、上長和町、若生町、大平町、山下町、西浜町、館山下町		
歌志内市	25人	歌志内市	歌志内市一円			伊達市南地区	旭町、鹿島町、錦町、網代町、元町、大町、梅本町の一部、末永町の一部、舟岡町の一部、東浜町		
深川市	79人	深川地区	深川市			伊達市北地区	梅本町の一部、末永町の一部、松ヶ枝町の一部、竹原町、館山町、西関内町、東関内町、喜門別町、志門気町、上館山町、乾町		
		一已地区	一已町			伊達市東地区	松ヶ枝町の一部、舟岡町の一部、清住町、萩原町、弄月町、幌美内町、北稀府町、中稀府町、南稀府町、北黄金町、南黄金町		
		音江地区	音江町			大滝地区	大滝区		
		納内地区	納内町			北広島市	122人	東部・西の里地区	広島、中央、稲穂町、朝日町、美沢、共栄、共栄町、東共栄、富ヶ岡、新富町、中の沢、北の里、南の里、東の里、西の里、西の里北、西の里南
		多度志地区	多度志町					大曲・西部地区	大曲、大曲柏葉、大曲南ヶ丘、大曲中央、大曲工業団地、大曲末広、大曲光、大曲緑ヶ丘、輪厚、希望ヶ丘、島松、三島、仁別
富良野市	53人	富良野市	富良野市一円			北広島団地地区	広葉町、栄町、輝美町、北進町、若葉町、南町、青葉町、白樺町、高台町、里見町、泉町、松葉町、緑陽町、山手町		
登別市	130人	登別地区	カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、富浦町			石狩市	130人	石狩地区	右岸、本町、親船東、志美、新港東、新港南、新港中央、中生振、花畔、花川北6条1丁目、2丁目、3丁目、5丁目、花川北7条1丁目から3丁目、花川東、緑苑台
		中央東地区	千歳町、新栄町、札内町、来馬町、幌別町、中央町、常盤町、幸町					花川北地区	花川北(花川北1条4丁目から6丁目、花川北6条1丁目から3丁目、5丁目、花川北7条1丁目から3丁目は除く。)
		中央西地区	柏木町、富士町、片倉町、新川町、鉦山町					花川南第1地区	花川北1条4丁目から6丁目、花川、花川南1条から4条まで、花畔の一部
		鷺別地区	栄町、鷺別町					花川南第2地区	花川南5条から南10条まで、樽川、新港西
		緑陽地区	桜木町、緑町、川上町、青葉町、若山町、栄町、富岸町、新生町、大和町					厚田地区	厚田区、浜益区濃昼
		美園・若草地区	若草町、美園町、上鷺別町					浜益地区	浜益区(濃昼は除く。)
恵庭市	129人	和光地区	相生町、緑町、住吉町、黄金町、駒場町、上山口、戸磯、恵南、和光町、戸磯曙			北斗市	123人	北斗市第1地区	東区
		恵庭地区	末広町、栄恵町、泉町、桜町、本町、京町、新町、黄金北、白樺町、福住町					北斗市第2地区	中央区
		柏地区	有明町、大町、文京町、牧場、恵央町、柏木町、柏陽町、北柏木町、幸町、美咲野						
		島松地区	島松本町、島松仲町、島松東町、漁太、春日、中央、島松沢、西島松、南島松、中島松、下島松、穂栄、北島、島松旭町、島松寿町、林田						
		中島・恵み野地区	恵み野、中島町						
伊達市	88人	伊達市西	東有珠町、南有珠町、北有珠町、向有珠町、有珠町、長						

	北斗市第3地区	西区
	北斗市第4地区	北区

別表の2の事項の表当別町の項中「52」を「51」に、同表鹿部町の項中「13」を「14」に、同表森町の項中「59」を「54」に、「付表1のとおり」を「森町一円」に、同表八雲町の項中「72」を「64」に、「付表3のとおり」を「八雲町一円」に、同表せたな町の項中「51」を「49」に、「付表2のとおり」を「付表1のとおり」に、同表共和町の項中「23」を「21」に、同表赤井川村の項中「9」を「8」に、同表新十津川町の項中「29」を「24」に、同表美深町の項中「25」を「24」に、同表苫前町の項中「18」を「17」に、同表羽幌町の項中「36」を「35」に、同表遠別町の項中「17」を「16」に、同表天塩町の項中「21」を「20」に、同表枝幸町の項中「付表4のとおり」を「付表2のとおり」に、同表利尻富士町の項中「18」を「17」に、同表遠軽町の項中「81」を「76」に、同表西興部町の項中「9」を「8」に、同表豊浦町の項中「20」を「18」に、同表洞爺湖町の項中「付表5のとおり」を「洞爺湖町一円」に、同表安平町の項中「36」を「34」に、「付表6のとおり」を「安平町一円」に、同表むかわ町の項中「42」を「41」に、「付表7のとおり」を「むかわ町一円」に、同表日高町の項中「52」を「51」に、「付表8のとおり」を「日高町一円」に、同表平取町の項中「27」を「25」に、同表様似町の項中「21」を「20」に、同表新ひだか町の項中「82」を「80」に、「付表9のとおり」を「新ひだか町一円」に、同表音更町の項中「95」を「97」に、同表芽室町の項中「46」を「47」に、同表広尾町の項中「24」を「22」に、同表幕別町の項中「62」を「61」に、「付表10のとおり」を「幕別町一円」に改め、「備考 市町村一円を区域として組織する民生委員協議会の名称は、当該市町村名を冠して呼称するものとする。」を削る。

別表付表1及び付表2を次のように改める。

付表1

民生委員協議会を組織すべき区域	
大成地区	大成区
瀬棚北檜山地区	瀬棚区、北檜山区

付表2

民生委員協議会を組織すべき区域	
枝幸地区	枝幸町（歌登を除く。）
歌登地区	歌登

別表付表3から付表10までを削る。

北海道告示第753号

平成19年北海道告示第513号及び平成19年北海道告示第515号（家畜伝染病検査の命令）は、平成19年12月5日をもって廃止する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第754号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛のブルセラ病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
七飯町	平成19年12月6日から平成20年3月31日まで
黒松内町	同
深川市	同
東神楽町	平成20年1月7日から3月14日まで
猿払村	同 19年12月6日から平成20年3月31日まで
美幌町	同
訓子府町	同
滝上町	同
足寄町	同
幕別町	同
陸別町	同
浜中町	同
中標津町	同
標津町	同
羅臼町	同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第755号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
江 別 市 平成19年12月10日から12月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第756号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
七 飯 町 平成19年12月6日から平成20年3月31日まで

黒 松 内 町 同
深 川 市 同
東 神 楽 町 平成20年1月7日から3月14日まで
猿 払 村 同 19年12月6日から平成20年3月31日まで
美 幌 町 同
訓 子 府 町 同
滝 上 町 同
足 寄 町 同
幕 別 町 同
陸 別 町 同
浜 中 町 同
中 標 津 町 同
標 津 町 同
羅 臼 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているもの及び検査の実施日において食品として販売の用に供するために乳を採取しているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第757号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

中 標 津 町 平成20年1月4日から3月31日まで
標 津 町 同 19年12月3日から平成20年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第758号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成19年11月21日、月形土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第759号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(美里別西上地区畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水施設、暗きよ排水、農業用道路))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年12月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第760号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
帯 広 東	畑地帯総合整備[担い手育成型](農道)	平成18.11.20
同	(農業用排水)	同 17.10.7
同	(土層改良)	同 16.6.25
同	(暗きよ)	同 16.11.19
帯 広 西	(農道)	同 18.10.20
同	(農業用排水)	同
同	(暗きよ)	同 14.12.20
同	(土層改良)	同 15.6.30
札内川右岸	(農業用排水)	同 19.2.19
同	(土層改良)	同 18.6.20
同	(区画整理)	同 12.6.20
同	(暗きよ)	同 12.11.30
相 和	(農業用排水)	同 18.10.20
同	(農道)	同
同	(暗きよ)	同 17.11.25
同	(区画整理)	同
栄 穂	(農業用排水)	同 17.6.30
同	(土層改良)	同 17.10.31
同	(暗きよ)	同 17.12.9
同	(区画整理)	同 16.12.10
上 押 帯	(農道)	同 18.3.20
同	(土層改良)	同 16.11.30
同	(暗きよ)	同 16.12.10
同	(区画整理)	同 16.8.4
牛 首 別	[担い手支援型](暗きよ)	同 17.12.14
同	(土層改良)	同
同	(農道)	同 16.10.20
同	(農業用排水)	同 16.12.10
美 園	(農業用排水)	同 17.10.28
同	(暗きよ)	同 17.12.9
同	(土層改良)	同
同	(区画整理)	同 16.11.30

北門	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (土層改良)	平成18.12.11
同	同 (暗きよ)	同
南芽登	農免農道整備	同 18.11.28
足寄昭和	同	同 18.11.30

北海道告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 松前郡松前町字上川582の1・600の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、601
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ452地先（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第764号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 小樽市塩谷2丁目1地区急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線によって囲まれた区域。
- | | | | | |
|---|---|---|---|------|
| 市 | 字 | 地 | 番 | 標柱番号 |
|---|---|---|---|------|

小樽市	塩谷2丁目	406番23	1
同	同	421番	2
同	同	422番1	3
同	同	422番2	4
同	同	425番1	5
同	同	425番1地先河川敷	6
同	同	417番10地先河川敷	7
同	同	413番6	8

道立子ども総合医療・療育センター告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月30日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
放射線治療システム 一式
- 2 落札を決定した日
平成19年11月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 東芝メディカルシステムズ株式会社
(2) 住 所 栃木県大田原市下石上1385番地
- 4 落札金額
198,450,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年10月9日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター
(2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

道 公 安 委 員 会 規 則

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第21号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。次条において「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第2条 北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）は、令第5条第5号の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、指定通知書（別記第1号様式）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（次項において「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記第2号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記第3号様式）を公安委員会の掲示場に掲示してする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記第4号様式）を公安委員会の掲示場に掲示してする。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し（次項において単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（別記第5号様式）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記第6号様式）を公安委員会の掲示場に掲示してする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定

による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記第7号様式）により行うものとする。

（指示書による指示）

第6条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示（次項において単に「指示」という。）は、指示書（別記第8号様式）により行うものとする。

2 公安委員会は、指示をしようとするときは、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定に基づき弁明の機会の付与を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

第 号 年 月 日
指 定 通 知 書
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
殿
年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。
記
施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第2条関係）

（表）

第 号

年 月 日

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

理 由

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第3号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

特例施設占有者指定公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第4条関係）

（表）

第 号
年 月 日

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理 由

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

1 この処分（方面公安委員会の行った処分に限る。）に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第6号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

公安委員会 印

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第5条関係）

(表)

第 号
年 月 日

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 第25条第1項 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を求める。
報 告
保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

公安委員会 印

- 注1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第8号様式（第6条関係）

（表）

第 号
年 月 日

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法 ^{第26条第1項}の規定に基づき、下記のとおり指示する。
_{第26条第2項}

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

指示事項

指示をする理由

公安委員会 印

- 注1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、

北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第22号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「北海道知事（以下「知事」という。）の定める技術的基準に適合する」を「次に掲げる機能を有する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機と通信する機能

第4条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「電子証明書であって知事の定めるもの」を「電子証明書」に改め、同項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書であって、北海道公安委員会が情報通信技術利用法第3条第1項に規定する電子計算機のうち北海道公安委員会の使用に係るものから認証できるものに限る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項関係）

遺失物法（平成18年法律第73号）

第17条、第20条第3項及び第21条第2項

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第5条第1項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第39条第2項

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第172号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月30日

北海道警察本部長 高橋 清 孝

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式
- (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託
特定役務の名称（除雪作業1時間当たりの単価）及び数量（予定数量）

除雪グレーダによる作業	242時間
トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、機械を常備しない期間）による作業	7時間
トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、機械を常備する期間）による作業	355時間
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間内）による作業	621時間
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間外）による作業	75時間
ロータリ除雪車による作業	297時間
ダンプトラックによる作業	342時間
道路作業車による作業	208時間
普通作業員による作業	2,769時間

2 落札を決定した日

平成19年10月29日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社水谷組
- (2) 住 所 札幌市中央区南29条西11丁目4番13号

4 落札金額

- (1) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 18,585,000円
- (2) 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託（除雪作

業1時間当たりの単価)

除雪グレーダによる作業	3,650円
トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、機械を常備しない期間）による作業	13,000円
トラクタショベル（容量1.5m ³ ～1.7m ³ 、機械を常備する期間）による作業	3,800円
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間内）による作業	1,500円
トラクタショベル（容量1.8m ³ 以上、常駐時間外）による作業	3,950円
ロータリ除雪車による作業	5,170円
ダンプトラックによる作業	3,300円
道路作業車による作業	3,150円
普通作業員による作業	2,100円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年9月14日付け北海道警察本部告示第127号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目